

# べるびゅー大栄 デイサービス楽園

## 運営規程

(株) べるびゅー大栄

# 「べるびゅー大栄 デイサービス楽園」

## 通所介護・第1号通所事業（通所型サービス（独自））運営規程

### （事業の目的）

第1条 べるびゅー大栄 デイサービス楽園(以下「事業所」という。)が行う通所介護・第1号通所事業（通所型サービス（独自））(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「従業者」という。)が利用者に対し、適正な事業サービスを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 要介護状態にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護・その他生活全般にわたる援助及び機能訓練などを行う。  
(2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスが提供されるよう、常に公正中立な援助に努める。

### （事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 べるびゅー大栄 デイサービス楽園
- (2) 所在地 鳥取県東伯郡北栄町六尾 2005 番地

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1名（生活相談員兼務）	従業者の管理及び業務管理を一元的に行う
生活相談員	2名以上 (内1名は管理者兼務、内1名は介護職員兼務)	相談援助等の生活指導を行う
機能訓練指導員	1名以上（看護職員兼務）	機能訓練を行う
看護職員	2名以上 (内1名は機能訓練指導員兼務)	健康管理を行う
介護職員	4名以上（内1名は生活相談員兼務）	必要な日常生活上のお世話をを行う

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までの毎日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時から午後17時までとする。

### (通常の事業の実施地域)

第6条 倉吉市及び東伯郡全域とする

### (利用定員)

第7条 通所介護・第1号通所事業（通所型サービス（独自））の利用定員は、30人とする。

### (事業の内容)

第8条 事業の内容は次の通りとする。

- (1)生活指導（相談援助等）
- (2)機能訓練（日常動作訓練）
- (3)介護サービス
- (4)健康状態の確認
- (5)送迎
- (6)食事の提供
- (7)入浴介助
- (8)レクリエーション
- (9)その他必要な介護

### (サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、事業のサービスを受ける際に次の各号に規定する事項に留意しなければならない。

- (1)送迎を車椅子での乗車の有無などご希望があれば、事前に申し出いただく。利用定員、交通事情等の都合により、ご希望通りにならない場合もあります。送迎は家の前までとさせていただきます。
- (2)食事をキャンセルされる場合は当日10時までにご連絡ください。
- (3)午前中の健康チェックで体調不良の場合は、ご利用の中止や入浴などを取り止めさせていただくことがあります。また、利用者自らの健康状態について、日ごとと変わったことがあるときは従業者に知らせる。
- (4)ご利用者のご都合でサービスの利用時間を変更される場合は前日までにご連絡ください。
- (5)施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。  
これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります
- (6)歩行訓練を兼ねた外出を行うことがあります。希望されない場合は、契約時にご相談ください。

### (利用料金等)

第10条 利用料金は別紙1の通りとする。

### (緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関または主治医、家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

### **(非常災害対策)**

第 12 条 事業所は、非常災害に関する計画を策定し、利用者も含めた総合訓練を年 1 回以上行うものとする。

### **(虐待防止に関する事項)**

第 13 条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年 1 回以上）
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) 虐待防止担当者の配置
  - (4) 虐待対策委員会の開催と内容の職員周知徹底
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### **(その他運用に関する重要事項)**

第 14 条 事業所は、従業者の資質向上をはかるため研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修・・・・・・新規従業者に対して個人毎の育成計画を策定し実施する。
- (2) 継続的研修・・・・・・従業者全員に対しては、年間での計画を策定し実施する。

第 15 条 従業者は業務上知り得た要介護者等の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後も、また同様とする。

第 16 条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、(株) べるびゅー大栄との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成20年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成20年10月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 3月 8日から施行する。

この規程は、平成23年 1月 4日から施行する。

この規程は、平成23年10月21日から施行する。

この規程は、平成24年12月10日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 1年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。

符号	年月日	改廃内容	作成	認可
O	2021-4-1	第4条 員数の変更	楽園課長 藤本	専務 杉谷
P	2021-11-1	第13条 虐待防止追加	楽園課長 藤本	専務 杉谷
Q	2023-8-1	第10条別紙1 ご利用料金表変更（食事費）	楽園課長 藤本	専務 杉谷
R	2024-4-1	第10条別紙1 ご利用料金表変更（介護報酬・食事費）	楽園次長 藤本	専務 杉谷
S	2024-6-1	第10条別紙1 ご利用料金表変更（処遇改善加算）	楽園次長 藤本	専務 杉谷